



埼玉県企業局

お知らせ

「最低制限価格等の算出における経費等の取扱い」の改訂について
(企業局:電気通信工事 企業局:機械設備工事)

令和4年4月1日以降 に入札公告、指名通知を行うものから適用

「最低制限価格等の算出における経費等の取扱い」 4. 取扱基準 の該当箇所

1 企業局編 企業局：電気通信工事

改訂内容

請負工事費の構成を変更する
併せて各費用の算定方法も変更する
(4. 取扱基準 P8)

2 企業局編 企業局：機械設備工事

改訂内容

請負工事費の構成を変更する
併せて各費用の算定方法も変更する
(4. 取扱基準 P9上段部)